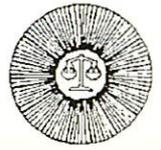


# ひまわり

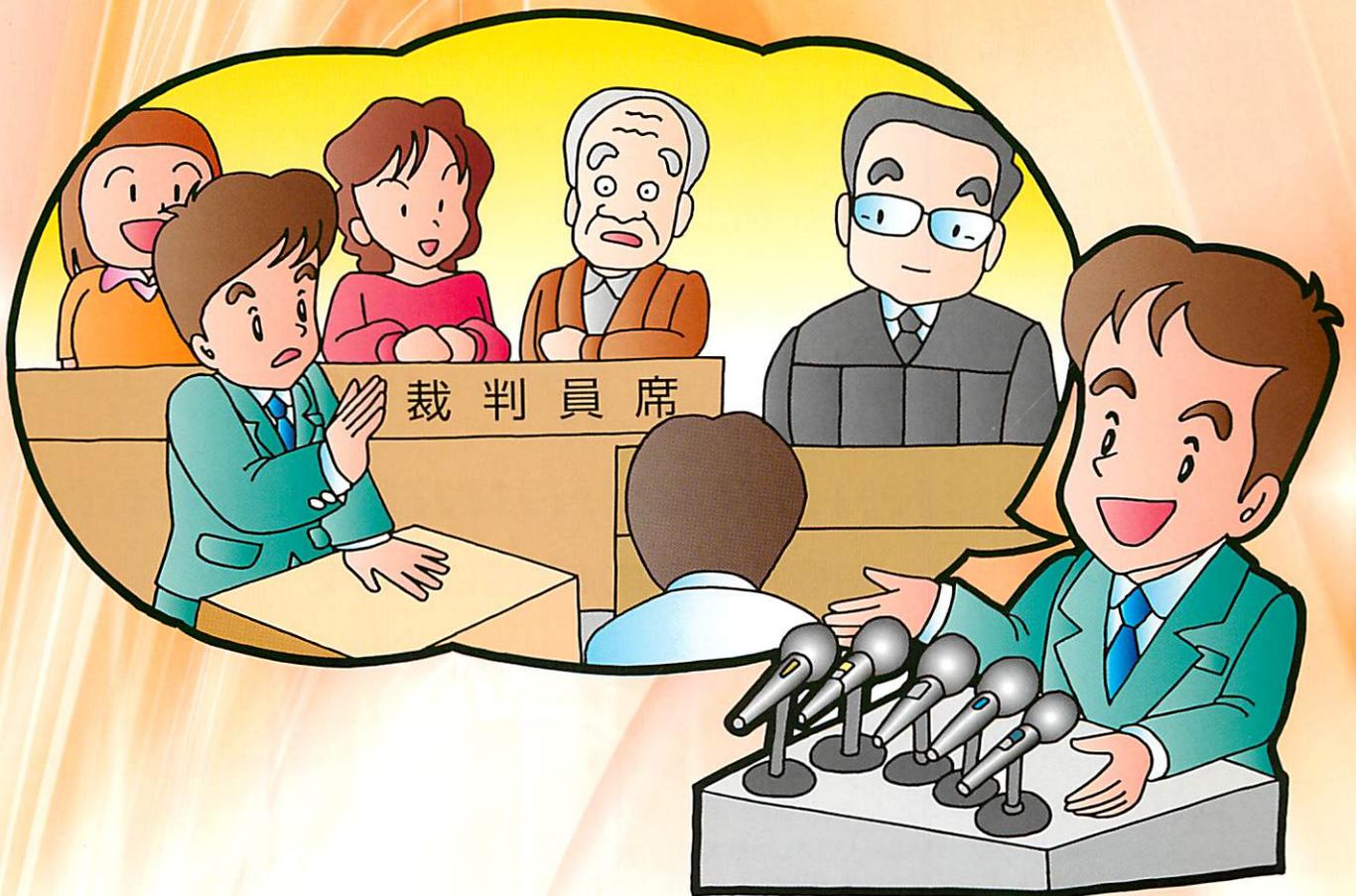


弁護士記章

ひまわりとはかりを圖案化したもので、  
ひまわりは自由と正義を、  
はかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報  
74号・75号合併号

H I M A W A R I





## みんなで裁判員裁判を考えてみませんか

弁護士 板井 俊介

本年5月21日から、国民の裁判参加制度である裁判員裁判が始まりました。通常、3名の裁判官で行われる殺人事件などの重大事件の刑事裁判に6名の一般国民が参加して、合計9名で、犯罪とされる事実の認定や刑罰を決めることとなります。熊本地裁でも第1号事件が、本年10月14日から3日間で行われました。

もともと、裁判員裁判は、今から約10年前、小淵政権下で始まった司法制度改革の一環として制度化されたものです。裁判員裁判に対しては、「これまでの刑事裁判の在り方がよりよく変わる」という希望的な見方がある一方で、「一般国民に対し、守秘義務などの重い義務が課される」「短時間で十分な審理ができるのか」といった問題点も指摘されています。

ここ熊本では3,040名の裁判員候補者がすでに選定されています。しかし、近時の報道によれば、熊本地裁での第1号事件の裁判員に対する呼出し通知に対し、返答がなかったり、「都合が悪い」という返答が相次いだとのこと。本誌をご覧の皆さんも、仮に、今年は候補者でなかったとしても、来年は候補者となるかもしれません。また、裁判員となれば、否応無しに人に刑罰を科するかどうかを迫られます。このことをどのように考えるかは、非常に難しい問題であり、また、重大な責任を伴うものであることは間違いありません。皆さんは、裁判員制度をどのように考えますか。

実際に、本年8月の東京地裁を皮切りに09年9月30日現在まで11地裁で13件の裁判員裁判

が実施されました。刑の重さの傾向を見てみますと、被害者に落ち度のないとされる事件では、検察官が要求したとおりの刑罰が下されていて、刑罰が厳しくなったという評価もなされています。一方で、介護疲れなど、現代の社会問題が動機となったような事件では、被告人を刑務所に送らない執行猶予つき有罪判決が下された例もありました。ただ、全体としては、厳罰化の傾向が強まったとの印象を受けます。

元来、刑事裁判において弁護士は、裁判に訴えられた人（被告人といいます）を弁護することを本来の使命としており、たった一人で国（検察官）から糾弾される被告人を断固として擁護すべき立場にあります。そういう立場からすれば、弁護人は、裁判員裁判の下でも、被告人をより強力に擁護することが求められており、単に、厳罰傾向の続く制度であれば、改善しなければなりません。

太古の昔から、人の集まりがある限り犯罪は絶えません。刑罰を経ても、再度、罪を犯す人がいることも事実です。しかし、一方で、一度過ちを犯した人であっても立派に社会復帰される方もたくさんおられます。このことを考えるとき、単純に「長い間刑務所に入れる（つまり厳罰化する）」という考え方だけでは、問題は解決しないのではないかと、という疑問が湧いてきます。裁判員制度をきっかけに、裁判制度の在り方のみならず、社会と犯罪そのものを国民全体で問い直すことが求められているように思います。

### 犯罪被害者参加制度について

犯罪被害者支援委員会委員長 中村 輝久

犯罪の被害に遭われた方が刑事裁判に参加する制度が平成20年12月から始まりました。生命や身体などを侵害する犯罪（殺人や傷害など）や性犯罪の被害者（遺族）が参加することができます。具体的には、証人への質問や被告人（加害者）への質問、さらに論告・求刑までもできるようになりました。

これまでの裁判では「カヤの外」であった被害者が、裁判の法廷に座り発言することができるようになった画期的な制度です。被害者の方の考えや意見を裁判の結果（判決）に適切に反映することが期待されています。

不幸にも犯罪被害に遭われた方は、弁護士や事件担当の検察官にご相談されてはいかがでしょうか。

# 離婚と親権・養育費

弁護士 中川 紗希

## 1 離婚の方法

離婚をしたいと思った場合、離婚する方法としては、①協議離婚、②調停離婚、③裁判離婚があります。協議離婚も調停離婚も夫婦の合意により離婚を成立させるという点では同じですが、調停離婚の場合、調停委員会という第三者が間に入って話し合いを進めていくこととなります。裁判離婚は、協議離婚や調停離婚とは異なり、裁判所が離婚原因があると認める場合に、強制的に離婚させるものです。ただし、裁判離婚をするためには、調停手続きを経る必要があります。

## 2 離婚するにあたって検討すべき事項

このように、離婚する方法としては3つの方法が考えられる訳ですが、いずれの方法を採用にせよ、離婚をするにあたって検討しておかなければならないことがいくつかあります。

1つは、財産分与です。夫婦で築いた財産は、応分にわけるとされていますので、夫婦で築いた財産としてどのようなものがあるのかを確認しておきましょう。次に、離婚について、夫婦のどちらかに責任がある場合には慰謝料を請求できる場合がありますので、慰謝料を請求することができるかどうかとも検討しましょう。また、平成19年4月1日から、年金分割制度が始まりましたので、分割割合をどのようにするかも検討しておく必要があります。

このように、離婚をするにあたっては、様々なことを考えなければならないのですが、未成年の子どもがいる場合には、親権者を誰にするか、養育費をいくらにするかも検討しておかな

ければなりません。

## 3 親権者の指定

親権者とは、親権を持っている人のことをいい、親権とは、子どもの財産を管理したり、子どもを監護・教育したりする権利のことをいいます。

父母が結婚をしている場合は、父母は共同して親権を行使することになりますが、離婚をする場合には、父母のどちらか一方が親権を行使することになりますので、必ず、子どもの親権者を誰にするのかを決めておかなければなりません。

父母の話し合いで子どもの親権者を誰にするのかが決まらない場合は、家庭裁判所に調停を申し立て、それでも決まらない場合は、裁判所が審判によって、強制的に親権者を指定する事になります。

親権者を誰にするかは、父母のどちらを親権者にするのが「子の利益」になるかという観点から判断されます。

## 4 養育費について

養育費とは、子どもが社会人として独立自活ができるまでに必要とされる費用のことをいいます。養育費の範囲は、養育費を負担する者の生活水準と同じくらの生活水準を子どもが維持するために必要かどうかで判断されます。

このように言うと難しく感じますが、現在では、養育費算定表というものがあり、この表を使って、養育費を定めることが多くなっています。この養育費算定表はインターネットなどでもみることができます。

## 年金分割について

弁護士 奥村 高史

年金分割とは、年金（厚生年金・共済年金。国民年金は対象外です。）額の計算の基礎となる婚姻期間中の保険料納付記録（標準報酬額の合計額）を、離婚する夫と妻が分け合う制度です。

年金分割には、①合意分割（H19・4・1以降に離婚した夫婦の場合。共働きの夫婦も含みます。）と②3号分割（H20・4・1以降に離婚したサラリーマンの専業主婦の場合）の2種類があります。

年金分割は、協議離婚の際にすることもできます（ただし公証人役場の関与が必要です。）し、離婚調停や離婚訴訟の際に、離婚等とともに申し立てることもできます（調停調書や判決書に記載されます。）。離婚後に年金分割のみ申し立てることも可能ですが、その場合は、原則として離婚後2年以内にする必要があります。

あらかじめ保険料納付記録等の情報を知りたい方は、社会保険庁からの情報提供を受けられます。詳しくは、最寄りの社会保険事務所へお問い合わせください。

一口メモ



# 多重債務・消費者問題について



消費者問題対策委員会 副委員長 原 彰宏

## 1 多重債務問題・消費者問題の現状

従来より、生活費の不足などから、サラ金など高金利の金融業者より借り入れをせざるを得なくなり、借金を返すためにさらなる借金を重ね、いつの間にか多重債務状態に陥るといった被害が多発してきました。貸金業者による高金利と過酷な取り立ての結果、いわゆるヤミ金に手を出してさらなる被害に苦しんだり、多重債務を抱えた人たちが自殺・犯罪・家庭崩壊に追い込まれるなど、多重債務問題はとて深刻な問題となっていました。その一方で、貸金業者は、テレビCMで、誰でも気軽に借り入れができるように宣伝しながら、債務者から高金利を取り、多重債務者を多く生み出す役割をしてきました。

このように多重債務問題が深刻な社会問題となっていたことから、平成18年12月、金利の引き下げ、過剰な貸付の抑制、ヤミ金への規制強化などを内容とする改正貸金業法が成立し、また、国でも平成19年4月に「多重債務問題改善プログラム」が策定され、地方自治体でも、多重債務問題への取り組みを始めています。しかし、貸金業者の貸し渋り・貸しはがしの問題が深刻化している面もあり、多重債務問題は依然として深刻な問題です。

また、産地偽装問題など食の安全の問題、消費者の健康や生命が危険な商品によって脅かされる等の被害が生じる一方、消費者の向上心や見栄、コンプレックス、金銭欲などにつけ込んだ悪質商法がいまだに後を絶ちません。本年9月1日より消費者庁・消費者委員会が発足し、消費者被害に対する対応体制が整備されつつありますが、消費者にとって安全で公正な社会を実現することが求められていると思います。

## 2 熊本県弁護士会の取り組み

熊本県弁護士会法律相談センターでは、多重債務に関する相談（ご本人）については相談料を無料としています。また、各自治体が随時実施する多重債務無料相談会にも相談担当弁護士を派遣することにより、多重債務問題の解決に繋がるように取り組んでいます。消費者問題についても、県や市の消費者センターと連携し、随時弁護士が相談にあたっています。また、新たな被害を生み出さないための消費者教育のため、高校などに講師の派遣を行っています。

ここで思うのは、多重債務問題や消費者問題は、どのような方にでも起こりうるということです。そのようなときに、一人で悩まずに弁護士にご相談いただければ、解決の糸口は必ず見つかると思います。お気軽にご相談いただければと思います。

## 弁護士費用について

弁護士 河口 大輔

弁護士を依頼する際に必要となる「弁護士費用」は、大きく①着手金②実費③成功報酬の3つに分かれます（この他に「相談料」などがあります）。①着手金とは、事件に着手する前に頂くお金のことであり、原則として、着手しようとする事件の対象額に応じて算定します。②実費とは、裁判所に納める手数料や、通信・交通費等です。③成功報酬とは、事件が終了した後、得られた成果に応じて頂く報酬です。各費目の内容や金額の一般的水準等については、日本弁護士連合会発行の「市民のための弁護士報酬ガイド」という冊子に詳細な説明がございますので、ご必要な方は熊本県弁護士会までお問い合わせ下さい。

熊本県弁護士会では、市民の皆様が身近なところで法的なサービスを受けることができる環境を整備する必要があると考え、熊本市、山鹿市、玉名市、阿蘇市、天草市、八代市、人吉市の県内7か所に法律相談センターを設置しています。

「熊本相談センター」は、熊本市内中心部の水道町交差点の加地ビル（水道町交差点の北西に位置する角で、熊本県民交流会館・パレアの市電軌道敷を挟んだ向かい）の3階にあります。市電をご利用であれば水道町、バスをご利用であれば水道町又は通町筋が最寄の停留所となります。

その他の相談センターの所在地は、次のとおりとなっています。

「山鹿・菊池地区法律相談センター」山鹿市大字山鹿1026-2 山鹿市中央公民館内

「荒尾・玉名地区法律相談センター」玉名市岩崎140 玉名市民会館内

「阿蘇法律相談センター」阿蘇市内牧976-2 阿蘇市農村環境改善センター(阿蘇市総合センター内)

「天草法律相談センター」天草市太田町9-3 天草信用金庫2階

「県南・八代法律相談センター」八代市北の丸町1-12 宮崎ビル2階

「人吉・球磨法律相談センター」人吉市南泉田町3-3 人吉商工会議所内

法律相談センターでの相談は、予約制となっており、どの相談センターでの法律相談も、「熊本相談センター（096-325-0009）」で予約を受け付けています。

相談料は、多重債務問題に関する債務者自身の相談は無料（30分）、その他の相談は30分で5250円となっています。なお、これらの有料相談につきましても、相談料の負担が困難で、法テラス（日本司法支援センター・熊本相談センターと同じフロアにあります。）の民事法律扶助制度（相談料を援助する制度）の要件を満たす方は、この制度を利用して無料で法律相談をお受けいただけます。

当センターでは、今後とも、市民の皆様が身近なところで、タイムリーかつ適切な法的サービスを受けることができるように環境を整備していきたいと考えております。

法律問題を抱えて悩んでおられる方は、当センターをお気軽に利用ください。

## 被疑者国選制度について

弁護士 清水谷 洋樹

被疑者国選弁護制度とは、勾留されている被疑者（起訴される前の者です。容疑者と同じ意味です。）に対して国が弁護人を選任する制度です。起訴された後の者に対してはこれまでも国が弁護人を選任する制度がありましたが、最近、起訴される前にも国選弁護の制度が設けられました。これは、起訴される前の段階こそ、真実と異なる内容の自白をおこなうなど冤罪の原因が生じやすいことから、弁護の必要性が高いために制度が設けられたのです。国が悪い人のために弁護士をつけるのはおかしいと思われる方もおられるかもしれませんが、勾留される人は必ずしも悪い人とは限らず、濡れ衣を着せられているケースもたくさんあります。最近では鹿児島県の志布志選挙違反事件や足利事件の菅家さんのケースが記憶に新しいところです。このように、無実の人にいわれのない負担を強いることのないよう、刑事手続をチェックして適正な刑罰権行使を担保するために国選弁護制度は存在します。

また弁護人は、実際に犯罪を犯してしまった人との関係では、本人に反省を促すとともに被害者への弁償を仲立ちする活動をおこないます。

誤解が多いのですが、国選弁護の報酬は弁護士が事務所を維持するには不十分な低廉な額です。にもかかわらず弁護士が国選弁護をおこなうのは、憲法に明記された弁護士の職責を全うするという使命感を持っているからだろうと思います。



## ADRとは何ですか

弁護士 山之内 秀一

1. 熊本県弁護士会は、平成21年8月20日より熊本県弁護士会紛争解決センター（以下、紛争解決センターと称します。）の活動を開始致しました。そこで、この紛争解決センターの役割、位置づけについて説明させていただきます。
2. 紛争解決センターは、ADR（裁判外紛争解決手続）の一つとして位置づけられています。そしてADRとは何かが問題となりますが、ひとことで言えば、当事者の自主的、主体的解決を後押しする制度だと言えると思います。当事者間で家の貸し借りや土地の境界、遺産分割等、身の回りの問題をめぐって、法的紛争が発生した際に、当事者間の話し合いで解決出来ない場合には、今までは厳格な裁判手続たる訴訟によらなければ最終的な解決に至りませんでした。勿論、それに至る前に、日本では民事でも家事でも調停という司法型ADRで当事者間の話し合いを後押しする制度がありましたが、裁判所に出頭するというところでどうしても敷居の高いものとなっていました。そこで、裁判所に行く前の民間の中で法的紛争が解決出来ないかということが社会的に要請され、各種の団体の中に紛争解決のための機関が設けられ、近年増加しつつあったのです。
3. そして、そのような中で在野の法律集団である弁護士会の中でもADRを積極的に後押ししなければということで、ADRが作られ、平成20年度においては、25弁護士会、29センターで紛争解決センターADRが作られました。そのような中で、熊本県弁護士会の中にも紛争解決センターが作られ、平成21年8月20日から開始するようになったものです。
4. そして、この紛争解決センターのメリットの第一は、法的紛争の解決に長年に亘って携わってきた経験のある弁護士が公正中立な立場で当事者から言い分を十二分に聞き取り、紛争の実体に則した柔軟で公正妥当な解決のお手伝いをするということです。あくまで当事者の自主的解決能力を引き出して、双方の合意による解決を目指していくものです。又、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決を目指したものや紛争を大げさにしたくないような事案にも馴染むのではないかと考えます。
5. 更に、ADRについては、前述したように各種の民間団体等にも設立されていますが、近時弁護士の隣接士業たる土地家屋調査士会、司法書士会、行政書士会等にもADRが設置する動きがあり、平成21年9月には熊本県土地家屋調査士会にも境界紛争解決センターというADRが出来ました。又、行政主導のADRも拡充する方向で、消費者センター、厚労省所管の下請け駆け込み寺等も活躍しています。

このような諸団体のADRと共働しながら更に主導していくためにも紛争解決センターの役割は大きくなっていくのではないかと考えます。そして、前述したように市民社会では紛争関係の解消に当たっては市民の自主的、立体的な紛争解決が何よりも望まれるもので、それを後押しする紛争解決センターに期待されているものは大きいものではないかと考えます。弁護士、弁護士会としてはそのような市民の期待に応えるためにも、この紛争解決センターの拡充、発展に努めなければならないと考えます。

以上

### 子どもの人権って？

子どもの人権委員会 弁護士 小林 法子

弁護士の重要な仕事の一つに子どもの人権を守ることがあります。大人が平穏な生活をしたり、仕事を選んだりできるのと同じように子ども一人の人間として、安心して生活したり、学校に通ったりする権利を持っています。

子どもの権利は親によって守られている場合が多いといえます。親は子どものために衣食住を提供したり、学校に通わせたりします。しかし、親が亡くなるなどして子どもの権利を守ることができなくなった場合や、親自身によって子どもの権利が侵害されている場合には、親以外の方が子どもの権利を守る必要があります。

このようなとき、弁護士は、行政や民間の機関とも協力しながら、子どもの生活環境を整えたり、親に代わって財産を管理するなどの活動を行っており、これらの活動を通じて、子どもが安心して暮らせるような社会づくりに貢献しています。



八代市長 福島 和敏



私は、今年9月に八代市長に就任しました。「人を大切に市政を！」をスローガンに、住民ニーズや地域特性を最大限に生かしたまちづくりを目指し、全力で市政に取り組んでまいります。

さて、平成17年5月に、県南5番目の公設事務所として「八代ひまわり基金法律事務所」を開設いただき、県南・八代地域における法律事務所として、

市民の皆様への司法サービスの充実に大きな成果をあげてこられましたことを、心から感謝申し上げます。

これからも市民ニーズは、ますます高まることが予想されており、様々な紛争解決のため、当事務所の果たす役割には、大きな期待を寄せているところでございます。

今後とも市政に対しまして、ご理解とご支援賜りますようお願い申し上げますとともに、「熊本県弁護士会」の益々のご発展と、会員各位のご健康とご多幸を心からお祈りいたします。

熊本保健科学大学学長・皮膚科医 小野 友道



私はハンセン病を通じて人権を考える機会があります。その際のキーワードは「リハビリテーション」です。「リハビリ」と言いますと、ほとんどの方は、病院での歩行訓練などを思い浮かべますが、「リハビリ」とは、もともと中世キリスト教に関係した言葉で、離脱した者が、許されて復することを意味しました。

それで、人が望ましくない状態に陥った際、再び良好な状態に復する、つまり人間らしく生きる権利、人権を回復する、ことを意味するようになりました。「リハビリテーション医学」はそのごく一部に過ぎないのです。

弁護士さんたちのお仕事は、リハビリテーションを支援する仕事と言い換えることが出来るのではと思考しています。

NHK熊本放送局長 島山 経彦



今年5月熊本市内で開催された日本学士院の公開講演会で荒尾市出身の刑法学者・松尾浩也先生が講演されたのですが、「熊本と刑法」という題が面白そうだったので出かけてみました。

講演では、熊本は佐伯千仞先生、平野龍一先生をはじめ、著名な刑法学者を多く輩出しているが、この伝統は江戸中期の藩政改革で優れた刑法典をつ

くり幕府にも高く評価された細川重賢にさかのぼることができるの話がありました。聴いていて、刑法研究の伝統は、いわゆる「肥後人気質」とはどんな関係があるのかということに興味をそそられました。こうしたことを調べるのは本来だれがやるべき仕事なのでしょうね？

日本航空熊本支店 支店長 藤波 清孝



私は10月1日に熊本に着任し、約1ヶ月が経とうとしています。今後は、多くのお客様が熊本に来て頂けますよう熊本のよさを県外に発信し、努力して参りたいと思います。法律に関しましては大学時代に学んでおりましたが、社会人となってから、法規・社会規範を遵守し、公正に責任ある行動をとるよう心掛けてきました。同時に多様な文化・慣習や価値観を尊重するようしてきました。

今後も、気を引き締めて責任ある行動をとるようしていきたいと思いますので、県弁護士会の皆様方のご指導のほど、よろしくお願い致します。

成年後見事件の弁護士の役割について

弁護士 衛藤 二男

平成12年4月に成年後見制度がスタートしてから既に10年近く経とうとしています。これまでの禁治産制度とは全く異なる新しい制度であり、市民には次第にその理解が深まり、利用件数も飛躍的に伸びています。しかし、その利用件数の増加とともに、成年後見人（保佐・補助の制度もあるが、後見事件を中心に述べる。）による被後見人本人の財産に対する不祥事件も全国的に次第に増加傾向にあります。熊本県下でも刑事事件に発展した事例もあるし、私自身、成年後見人の不祥事件により成年後見人を解任された事案にいくつか接したことがあります。このような不祥事件の特徴は、そのほとんどが親族によるものであり、成年後見制度が被後見人本人のためではなく、申立人や成年後見人のために悪用されていると言っても過言ではありません。

このような問題に対処するために、熊本家庭裁判所によれば、親族後見人の選任は出来るだけ回避して第三者後見人（弁護士や司法書士、法人後見人など）の選任を積極的に取り入れること、例え弁護士や司法書士の代理人としての申立により後見人候補者が記載されていても後見人としての適格性の審査は厳格にすること、不正行為の兆候が現れた場合は被害の発生・拡大を防止するために迅速な対応を取ること、成年後見事件の指揮命令系統を一本化して1人の担当裁判官が全ての後見関係事件を担当すること等の方策が示されています。

一口メモ

